

(公印省略)

事務連絡
平成20年4月28日

会員各位

(社)福岡県産業廃棄物協会
事務局

平成20年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について

拝啓、春陽の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして環境省から、(社)全国産業廃棄物連合会を通じて「平成20年度 全国ごみ不法投棄監視ウィーク実施要綱」に基づき実施される旨の通知がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、本取組の趣旨をご理解頂きご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 内 容 行政等が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施するなど、
不法投棄対策の取組みを強化する

2. 期 間

平成20年5月30日(金)(ごみゼロの日) ～ 6月5日(木)(環境の日)

平成20年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」実施要綱

1 名称 平成20年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

2 趣旨

我が国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル法が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」形成への取組が進められているところである。

循環型社会の実現には、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rの推進とともに、廃棄物の適正処理の確保が重要であり、その確保を妨げる不法投棄問題は、早急に解決を図らなければならない課題である。

不法投棄対策については、これまで廃棄物処理法の規制強化とともに、環境省を中心に都道府県等と連携しつつ「不法投棄撲滅アクションプラン」（環境省：平成16年度）に基づく幅広い取組が進められてきた。また、市町村においては、住民等の協力を得て、地域における監視活動や啓発事業が行われているところである。全国市長会が主催した全国一斉の不法投棄監視の取組や企業においても、事業所周辺の清掃活動や自らの廃棄物の適正処理等が進められているところである。

今後は、このような各主体の連携を図りつつ、監視活動の強化などにより不法投棄を発生させない環境づくりを一層進めることが重要である。このため、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施するなど、ごみの不法投棄対策の取組を強化することとする。

3 期間 平成20年5月30日（金）～6月5日（木）

4 実施主体及び関係機関 環境省、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、他関係省庁、都道府県、市町村、全国知事会、全国市長会、全国町村会、企業、NPO・NGO等、3R活動推進フォーラム

5 取組内容

上記3及びその周辺の期間（前後1週間程度）において、地域の実情に応じて、例えば以下のような事業を展開する。

都道府県及び市町村は、自らの取組を推進するとともに、各主体の連携の促進に努める。

(1) 実践活動

- ・自治体、地域住民、NPO等による集中的な監視パトロール活動
- ・一斉美化活動
- ・リデュース・リユース・リサイクル活動

(2) 普及・啓発事業

- ・ポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発
- ・シンポジウム、セミナー、講演会
- ・研修会、施設見学会、環境教育活動
- ・パネル展示などのキャンペーン活動

(3) その他これらに類する事業

6 本件問い合わせ先

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

全国ごみ不法投棄監視ウィーク担当

TEL：03-5501-3157

FAX：03-3593-8264